

松福高第 155 号
令和 3 年 6 月 9 日

サービス付き高齢者向け住宅
住宅型有料老人ホーム
軽費老人ホーム
管理者 各位

松本市長 臥雲 義尚
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に伴う訪問等の対応について（依頼）

日頃より本市の高齢福祉行政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

ご存知のとおり、介護保険の要支援・要介護認定を受けている方は、適切な介護サービスの利用のため、介護支援専門員が居宅を訪問し面接によるモニタリング等を実施することが運営規定で定められています。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、特段の事情で、居宅訪問による面接の代替として、訪問を行わず電話等での居宅介護・居宅予防支援業務の一部を認めていますが、原則は利用者の居宅において実施することとなっております。

各施設におかれましても、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、施設への訪問等一部制限を設けている事業所もあるかと思いますが、介護支援専門員等の訪問や家族等の面会など、感染予防に配慮し柔軟な対応をお願いします。また、感染状況によりどうしても訪問が困難な場合は、利用者の自立した生活支援のため、利用者の生活に係る情報提供など介護支援専門員との連携協力をお願いします。

松本市健康福祉部高齢福祉課

介護給付担当

課長 神田 浩

課長補佐 大月 明美

施設担当 足助 さつき

居宅介護支援事業所担当 小林 郁満

電話：0263-34-3213（直通）FAX：0263-34-3016

E-MAIL：kaigo@city.matsumoto.lg.jp